

県南広域振興局長告示第26号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年2月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310600192	リトルグラス	北上市鳩岡崎3地割100番地13	北上市滑田19地割120番地9	平成23年1月1日